



# 6 合併したらどうなるの？



～これまでの任意合併協議会で協議された内容～

～合併の方式・時期、新市の事務所の位置、新市の名称～

## ● 合併の方式について ●

### 合併の方式

● “新設(対等)合併”とします。



### 合併の時期

● 合併の期日は「市町村の合併の特例に関する法律」の適用が受けられる期限内とします。

### 新市の名称

● 未協議です。(公募方式による選定方法などを今後検討します。)

### 新市の事務所の位置

● 新市の事務所の位置は、現在の澁川市役所とし、他の5町村の役場庁舎は支所とします。

● 本庁に管理部門等の一部の行政機能を統合し、その他行政機能は現状に近い形で各支所に残します。

小野上村役場



子持村役場



赤城村役場



伊香保町役場



小野上村

子持村

赤城村

澁川市

伊香保町

北橋村



北橋村役場

澁川市役所



～ 財産、議会議員、農業委員会委員、特別職の職員の身分～

## 市町村の財産や議会などについて

### 財 産

新市にすべての財産を引き継ぐことになります。

市町村が所有する財産には、正の財産（土地や建物、現金、有価証券など）と負の財産（起債の未償還残高や債務負担行為など）があります。



#### ■ 財産の主なもの

- (1) 土地や建物・・・庁舎や公民館、学校、公園、山林等
- (2) 有価証券や物品等・・・市町村所有の株式や出資した権利、自動車などの物品等
- (3) 基金・・・「財政調整基金」 年度間の財源を調整するためのもの  
「減債基金」 借金の返済に充てるためのもの  
「特定目的基金」 福祉や商工振興など特定の目的のためのもの
- (4) 地方債残高・・・学校、道路、下水道などの建設や災害復旧のために借り入れた資金の未償還残高。

### 議会の議員の定数及び任期

調整方針については、現在、小委員会において協議中です。



#### ■ 現在の6市町村の議員数 合計94人

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村
実数(法定数)	22(26)	14(16)	10(14)	16(22)	16(22)	16(22)

\* 子持村の実数は、次期一般選挙から

#### 3つの選択肢

- 《原則》・・・合併日の前日に全員が失職。新市の議員定数（30人以内）による、設置選挙（50日以内）を実施。
- 《定数特例》・・・合併日の前日に全員が失職。法定定数の2倍（60人以内）の範囲内で協議して決定した定数で、設置選挙（50日以内）を実施。  
4年後は、新市の議員定数（30人以内）で一般選挙を実施。
- 《在任特例》・・・合併関係市町村の議員全員（94人）は、2年を超えない範囲で、協議して決定した期間、新市の議員として在任。  
在任期間後は、新市の議員定数（30人以内）で一般選挙を実施。

### 農業委員会委員の定数及び任期

調整方針については、現在、小委員会において協議中です。



## 特別職等の身分

原則として、すべての特別職は失職し、新たに選任されます。



報酬や任期については、現状や全国と同規模の市を参考に調整します。

### 特別職の主なもの

公選又は議会の選挙、議決若しくは同意を必要とする職

(例；市町村長、助役、収入役、議会議員、農業委員、選挙管理委員など)

法律や条例、規則、規程により設けられた委員及び委員会構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(例；都市計画審議会委員、介護認定審査会委員、体育指導委員、交通指導員 など)



～組織及び機構、一部事務組合、慣行、一般職員の身分、  
条例・例規、電算システム、広報・広聴、住民窓口、納税関係～



## 役所の組織・機構などについて



### 組織及び機構

住民サービスの低下が生じないように、みなさんに  
利用しやすく、みなさんの声を適正に反映できる  
組織・機構づくりをめざします。



### 一部事務組合

未協議です。

#### ■ 住民生活に関わる主な一部事務組合

- ・ 渋川地区広域市町村圏振興整備組合
- ・ 渋川地区医療事務組合
- ・ 渋川交通災害共済事務組合 など



## 慣 行



■ **新市を象徴する市章や花、木などは新たに定める**こととなります。



	渋川市	伊香保町	小野上村
市町村章	 <p>「シブ川」を 図案化 したもので、シ・ブ で協同・円満・躍進 を表し、中央丸の中 に川をかたどり、市 の将来の永遠なる発 展と平和を象徴して いる。</p>	 <p>伊香保 町の古 い伝統、 歴史、又石段と湯の 町をあらわすため に、草書の「伊」を デザインし、上部を 扇形に広げたのは、 町の調和と飛躍を表 している。</p>	 <p>円は村の 融和と発 展を祈念 し、内部は小野上の 文字を図案化し、山 と国道と川を表して いる。</p>
市町村の花	あじさい	つつじ	ひまわり
市町村の木	あかまつ	もみじ	けやき

	子持村	赤城村	北橋村
市町村章	 <p>子持村 の「コ」 を形取 り、円は村の和を表 し、内部は子持山と 利根川、吾妻川を表 している。</p>	 <p>赤城村の 頭文字[A] を図案化 したもので二つの輪 は人の「和」を意味し 黒い部分は現在の産 業の発展を示す円が 刃となっている。</p>	 <p>たちばな の実の中 に、北橋 村の「北」の文字を デザインしたもの。</p>
市町村の花	きく	やまゆり	ヒマワリ
市町村の木	かえで	松	タチバナ

## 一般職の職員の身分

(1) **すべての職員は、新市に引き継がれます。**（合併特例法第9条）

渋川地区医療事務組合（渋川総合病院）は新市と同じ構成市町村で成り立っていますから、組合ではなくなり、その職員は新市の職員となります。



新市においては定員適正化計画を策定し、**規模に応じた定員管理・適正化に努めます。**

(2) **職名や任用要件については、合併時に統一を図ります。**

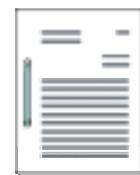
また、給与については、合併後すみやかに格差是正を行います。

■ **職員定数及び実職員数(H15.4.1現在)** (単位：人)

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	総合病院	合 計
定 数	476	126	78	120	169	135	140	1,244
実 数	412	109	57	117	130	84	85	994

## 条例・規則等

■ **各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさないよう整備をします。**



新設合併の場合、すべての市町村が消滅するため、条例等もすべて失効しますので、住民生活への影響や新市における事務事業に支障のないよう整備を行います。

## 電算システム

住民のみなさんの生活に密接に関係するものですから、どこの支所でも本庁と同じに**便利で安定したサービスをみなさんに提供できるよう、合併時に統合**します。ただし、単独処理システムについては、新市において調整します。



### ■ 電算システムの主なもの

- 住民情報システム・・・住民票や戸籍、印鑑証明、外国人登録など
- 税情報システム・・・税金の課税・収納管理、税照会証明、固定資産管理など
- 福祉関連システム・・・児童手当、生活保護、障害者支援費管理など
- 上下水道システム・・・上下水道料金収納管理、下水道受益者分担金管理など
- その他・・・・・・・・・・介護保険、給食管理、図書検索、農地情報管理など

## 広報広聴

(1) **広報紙は、月2回の発行**とします。

ただし、「市勢要覧」、「グラフしづかわ」、「ふるさと通信」、「市民便利帳」及び「ホームページ」等については、新市において検討します。

(2) **住民の声制度及び表彰制度については、新市において調整**します。



- ・「住民の声制度」 投書箱「ばらばら」(渋川市)、 「みんなのこえ」(北橘村) など
- ・「表彰制度」 名誉市町村民制度、市町村功労者表彰など

## 住民窓口業務

(1) 住民基本台帳の閲覧については、渋川市の例になります。ただし、世帯単位ではなく、個人単位の閲覧とします。

(2) 印鑑登録事務については、合併時に渋川市の例になります。

(3) 昼休みの窓口対応については、現行のとおりとし、夜間窓口及び休日窓口については、渋川市の例になります。



## 納税関係

(1) 納税組合報奨金、優良納税組合表彰については、合併時まで廃止する方向で調整します。

(2) 口座振替金融機関等及び口座振替手数料については、合併時に調整します。

(3) 市町村税等の収納及び徴収体制については、合併時に新たな体制に調整します。

- 収納及び徴収体制については、収納率の向上を図るため新たな体制を整備します。

# 地域について



## 町名・字名

「字の区域」については、現行のとおりとし、

「字の名称」については、現行の字名を基本に合併時まで調整します。

■ 各市町村の大字

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
大字の名称	阿久津 金井 南牧 川島 祖母島 有馬 八木原 半田 行幸田 石原 中村 大字名の無い区域 (旧渋川町の区域)	大字伊香保 大字湯中子 大字水沢	大字小野子 大字村上	大字上白井 大字中郷 大字横堀 大字北牧 大字吹屋 大字白井	大字津久田 大字敷島 大字長井小川田 大字深山 大字棚下 大字持柏木 大字溝呂木 大字北上野 大字勝保沢 大字見立 大字滝沢 大字上三原田 大字三原田 大字樽宮田 大字栄 大字北赤城山 大字南赤城山	大字八崎 大字分郷八崎 大字小室 大字下南室 大字上南室 大字上箱田 大字箱田 大字下箱田 大字真壁 大字赤城山



町名、字名の取扱いについては、各地域の歴史や文化、地理的特色を有する現在の名称を現行のとおり使用することが望ましいと言われています。

しかし、具体的には次のような点を検討する必要があります。

- (1) 旧渋川町の区域には大字がない点（例：渋川市 1123 番地）
- (2) 現在の市町村名を残すかどうか。  
（例：「市大字村上」とするか「市小野上町大字村上」とするか）
- (3) 町村の「大字」の表記を残すか取ってしまうか。  
（例：「市大字村上」とするか「市村上」とするか）

前橋広域市町村の例では、大胡町と宮城村は「大胡町大字」を「前橋市」に、粕川村では「粕川村大字」を「前橋市粕川町」とすることが決まっています。渋川地区においても各市町村の意向を尊重し、今後、調整を行う必要があります。



## 自治会・行政連絡機構



澁川市と子持村が自治会制を他の町村が区長制をとっています。広報の配布など行政との関係では、各市町村とも同様な業務を行っていますが、自治会制度の委託料やコミュニティー助成、区長制の報酬や区運営費補助金などについては、制度制定の経過や内部組織、活動内容の違いから、かなりの相違点があります。

合併時までにはみなさんの合意を得て、これを統一することは、困難であることから、**当面の間は現行のとおりとし、新市において調整**します。

	澁川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	合計
制 度	自治会制	区長制	区長制	自治会制	区長制	区長制	-
区等の数	43	11	21	13	22	16	126

## 地域審議会

未協議です。

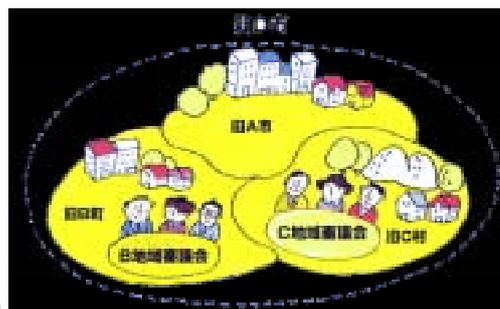


合併後も地域住民の声を施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現させるために、合併前に関係市町村間の協議により、旧市町村の区域を単位として、必要な区域に一定期間（5～10年間）、地域審議会を置くことができます（合併特例法例法第5条4第1項）。

地域審議会は、新市における関係区域に関する事務に関して、新市の長の諮問に応じて、または必要に応じて、意見を述べることのできる新市の附属機関です。



また、国では地方自治法の一部を改正し、地域の住民の意見を反映させるための「地域自治区」の協議がされています。



～消防団、公共的団体、附属機関、補助金・交付金～



## 消防団、団体、補助金について



### 消 防 団

合併時に統合します。なお、分団の組織等は現行のとおりとし、**新市の消防計画に基づいて調整**します。



	澁川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
分団数	8分団と3班	5分団	3分団	5分団	5分団	3分団
定 員	160	128	60	118	130	92
現 員	158	114	57	106	130	91



常備消防に協力し、みなさんの生命財産を守るため、消防団は必要不可欠な組織です。そのため各分団は今のままとしますが、指揮命令を円滑に行うため、新市の消防団として統合を行います。

課題としては、団員報酬や団の運営費などが市町村によって異なる点や役場職員による分団や女性団員の取扱いをどうするか調整する必要があります。

## 公共的団体等

■ 新市の一体性の確立の面からすべて統合することが好ましいわけですが、商工会議所・商工会、農協、森林組合などは、地域的特性、歴史的経過、各団体が抱える課題に十分配慮し、それぞれの団体間での協議を見ながら調整する方針です。

### ■ 主な公共的団体等

自治会長会や区長会、社会福祉協議会、シルバー人材センター、交通安全会、衛生組合、商工会議所・商工会、農協、森林組合、文化協会、体育協会など

## 附属機関等

■ 附属機関等とは、市町村長が法律や条例の規定により、市町村の事務について有識者等の意見を聴くために設置するものです。設置の経過から各市町村に共通するものが多く、これは**統合する方針**です。市町村単独のものについては、その目的や地域の実情を踏まえて検討を行います。

■ 主な附属機関等・・・情報公開審査会、国保運営協議会、老人ホーム入所判定委員会  
公民館運営審議会、都市計画審議会など

## 補助金、交付金等

■ 基本的には**統合整理を行う**こととなりますが、

【団体運営補助金】については、団体そのものの統合と併せて調整を行うこととなります。

【事業費補助金】については、同種のものについては、合併時に制度を統一します。

また、各市町村【独自の団体や事業に対する補助金】については、制度の経過や実績を考慮し、新市全体の均衡を保つよう調整します。

### ■ 主な補助金、交付金

- ・ 団体運営補助金 消防団、老人クラブ、体育協会、文化協会、商工会等の団体運営のための補助金
- ・ 事業費補助金 コミュニティづくり事業、人間ドック、祭りやイベント、間伐や特産品開発などの事業に対する補助金



# 住民の負担について



## 地方税

### 1 個人市民税

- (1) 均等割については、人口規模に応じて法律で定められた標準税率（年額3,000円）となります。（「地方税法」の改正により、平成16年4月1日から）
- (2) 所得割については、6市町村に差がありませんので現行のとおりとします。
- (3) 納期は、地方税法の定め（6.8.10.1月）を基本に検討、調整を図ります。

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	新市
均等割	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	3,000円
納期月	6・8・10・12	6・8・10・12	6・8・10・1	6・8・10・1	6・8・10・12	6・8・10・12	今後の調整

■ 所得割税率・・・ 200万円以下 3%、 700万円以下 8%、 700万円超 10%

### 2 法人市民税

均等割、法人税割ともに渋川市、子持村の例を採用します。

ただし、合併が行われた年度とその後5年度は、現在の6市町村ごとに合併前の税率を採用し、不均一課税とします。（合併特例法第10条）

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	新市
均等割	60,000円	60,000円	50,000円	60,000円	50,000円	50,000円	60,000円
法人税割	14.7%	14.0%	14.5%	14.7%	12.3%	12.3%	14.7%

（9号法人：資本金1千万以下、従業員数50人以下の場合）

### 3 固定資産税

- (1) 税率については、1.4%で6市町村に差はありません。

ただし、特定の登録ホテル等については、伊香保町の例にならい、建築後一定期間、不均一課税とします。

- (2) 納期については、地方税法の定め（4・7・12・2月）を基本に検討、調整を図ります。

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	新市
税率	1.4%	1.4% (0.84%)	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4% (0.84%)
納期月	4・7・9・11	5・7・11・1	5・7・12・2	5・7・9・11	5・7・9・11	5・7・9・11	今後の調整

### 4 軽自動車税



- (1) 税率については、赤城村の軽自動車に雪上走行するものを加えます。

その他については6市町村で差がありませんので、現行のとおりとします。

- (2) 納期については、5月31日とします。

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	新市
納期	5/31	4/30	5/25	5/31	5/31	5/31	5/31

### 5 たばこ税

6市町村に差がありませんので、現行のとおりとします。



## 6 入湯税



税率は、伊香保町の例によりますが、小野上村、子持村、赤城村、北橋村では、日帰り休憩50円の課税をしていないことを考慮のうえ、調整を図ります。

	渋川市	伊香保町	小野上村、子持村、赤城村、北橋村	新市
税率	1人一日	150円	1人一日 150円	伊香保町の例による
	日帰り休憩	50円		
	基本料金6,000円以下の宿泊	100円		
	修学旅行合宿等	50円		
課税免除	年齢12歳未満の者、共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者			同左

## 7 鉱産税

6市町村に差がありませんので現行のとおりとします。



## 8 都市計画税

(1) 税率については、合併特例法第10条の規定を適用し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、現行の税率を採用し不均一課税とし、それ以降の税率については、新市において調整をします。

(2) 納期については、固定資産税の納期とします。

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	新市
税率	0.3%	0.2%	該当なし				新市において調整
納期月	固定資産税と同じ			-			固定資産税と同じ

法人市民税と同様に現在の市町ごとに合併前の税率を採用し、不均一課税とし、その後は、新市において都市計画事業の実施状況を加味して調整することとなりました。現在、課税されていない村の地域は、都市化の状況を見ながら都市計画区域を検討することとし、当面は課税を行わない方針となりました。

## 介護保険料

- (1) 介護保険事業計画については、合併時は現行のとおりとし、次期介護保険事業計画(平成18年度～22年度)の策定において、統一した計画を策定します。
- (2) 介護保険料及び保険料減免制度については、合併時は現行のとおりとし、次期計画を踏まえて、平成18年度から統一します。  
なお、納期については、国民健康保険税の納期と同一とします。
- (3) 社会福祉法人等による利用者負担軽減措置については、合併時に5町村の例により統一します。
- (4) 介護認定審査会については、合併時に調整します。



各市町村の介護保険料

(単位：円)

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
基準月額(h15-17)	2,865	2,900	2,550	2,800	2,550	2,700	
所得段階別保険料月額	第1段階	17,200	17,400	15,300	16,800	15,300	16,200
	第2段階	25,800	26,100	22,900	25,200	23,000	24,300
	第3段階	34,400	34,800	30,600	33,600	30,600	32,400
	第4段階	43,000	43,500	38,200	42,000	38,300	40,500
	第5段階	51,600	52,200	45,900	50,400	45,900	48,600
普通徴収納期(月)	7～2	4～3	6～3	7～2	7～1	4・6～12	



保険料は、サービスの内容やサービスを受ける人数により決定されます。現在の保険料は左記のとおりですが、新市における次期介護保険事業計画の策定に基づき、平成18年度から統一します。



## 国民健康保険税

- (1) 税率については、各市町村の差が大きいため、不均一課税とし、3年以内に統一します。なお、納期については、合併時に統一します。
- (2) 課税限度額、賦課期日、算定基礎、軽減基準額については、各市町村に相違がないため、現行のとおりとします。

国民健康保険税のモデルケース別現行税額 (単位：円)

モデルケース例	区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
ケース1 所得33万円以下、資産なし、単身世帯、介護2号該当	医療分	17,400	15,800	13,200	15,500	16,400	15,500
	介護分	4,000	3,800	4,000	4,600	4,000	3,800
ケース2 夫婦子供2人、給与所得136万円、資産なし、介護2号該当1人	医療分	196,000	168,200	134,600	148,800	165,000	148,500
	介護分	27,500	17,800	14,100	17,600	17,200	14,600
ケース3 夫婦子供2人、給与所得200万円、資産税5万円、介護2号1人	医療分	263,200	234,900	197,300	216,000	234,000	209,400
	介護分	41,400	24,400	18,600	23,500	24,100	19,300
ケース4 夫婦2人、年金所得50万円、資産税10万円、介護2号2人	医療分	80,500	82,700	93,100	98,000	97,900	92,100
	介護分	18,500	13,700	14,200	16,700	15,100	12,900

## 保育料

- (1) 保育所については、現行のまま新市に引き継ぎます。
- (2) 保護者負担金については、合併時に渋川市の保育料徴収基準表のとおりとします。ただし、合併後5年以内に



保育料平均額を国の基準のおおむね60%に統一します。

各市町村の平均保育料

区分	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
3歳未満	保育料平均 (円)	20,621	29,408	27,667	23,300	17,436	20,883
	国基準に対する割合(%)	49.01	67.41	57.97	56.72	44.06	51.35
3歳以上	保育料平均 (円)	18,571	20,025	27,667	20,147	15,471	16,900
	国基準に対する割合(%)	47.52	49.29	61.86	52.91	42.30	44.87

## 使用料・手数料

使用料については、施設の内容や建設費、建設年などの条件により、統一が難しく原則として現行のとおりとします。

しかし、同一又は類似の施設については、段階的に調整する予定です。

手数料については、差のあるものについては、適正な負担額を決定し、合併時に統一します。

■ 主な使用料・手数料

- ・使用料 市民会館や公民館、温泉センター、運動施設、公園など
- ・手数料 戸籍や住民票、印鑑証明、所得証明、犬の登録など



～ 国民健康保険、保健衛生、各種福祉制度、  
消防・防災、ごみ処理、交通関係～

## 住民生活について



### 国民健康保険事業

(1) 出産育児一時金については、**渋川市の例にならい**、



**葬祭費**については、各市町村に相違がないため**現行のとおり**となります。

(2) 高額療養費貸付制度、出産費等資金貸付制度については、すでに制度を導入している市町村の例にならい実施します。

(3) 赤城村の国保直営診療所の運営については、当分の間存続し、合併後に統廃合の検討を行います。

(4) 24時間電話健康相談については、渋川市及び伊香保町の例により、継続して実施します。

(5) **国保人間ドック検診費助成**については、**渋川市の例にならい**、国保税完納世帯に対し、検診費の3分の2で25,000円を限度に助成します。なお、脳ドックについては、3年に1回の助成とします。

(6) **福祉医療助成事業**については、現行のサービス水準をふまえ、**合併時に調整**します。

■ 出産育児一時金・葬祭費の状況

(単位；円/件)

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	新市
出産育児一時金	330,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	330,000
葬祭費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000



福祉医療助成事業には、心身障害者医療費助成、乳幼児・未就学児医療費助成母子・父子家庭医療費助成などがあります。

### 保健衛生



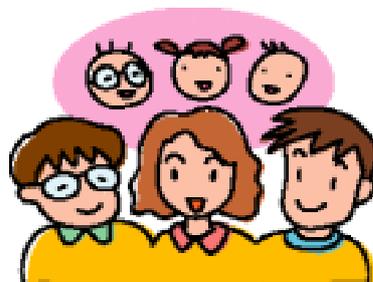
(1) 成人検診事業、母子保健事業については、**新市において調整し、統一的に実施**します。

(2) 保健福祉センター施設の管理・運営については、現行のとおりとし、新市において状況をみながら随時調整します。



- ・「成人検診事業」 基本健康診査やがん検診など
- ・「母子保健事業」 妊婦健康診査や乳幼児健康診査など

## 各種福祉制度



- (1) 障害者計画・高齢者保健福祉計画については、  
 渋川市の見直し時期（平成17年度）に策定します。
- (2) 障害者福祉・高齢者福祉・児童福祉の各制度については、  
 現行の実施方法を基準とし、市域全体の均衡を考慮し、新市において調整します。

ただし、「介護慰労金支給事業」、「敬老祝金支給事業」及び「長寿者顕彰」については、渋川市の例にならいうち統一し、児童手当・児童扶養手当・特別扶養手当については、現行のとおりとします。

- (3) 生活保護に関する事務については、渋川市の例により実施します。
- (4) 災害援助関係に係る災害援助・災害見舞金及び災害弔慰金については、渋川市の例により統一します。



### 介護慰労金支給状況

（単位：円）

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村	新市
県費補助対象	100,000	60,000	60,000	80,000	60,000	60,000	100,000

\* 伊香保町、北橘村には、さらに、国庫補助要件を満たす方へ、100,000円支給。国庫、県費補助要件を満たさない一部の方へ60,000円を支給する制度があります。

介護慰労金とは、介護度の高い方を、過去1年間継続して居宅で介護している方へ支給される慰労金のことです。



### 敬老祝金支給状況

（単位：円）

年齢	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村	新市
75歳～					3,000		
80歳	5,000	10,000	5,000	3,000	5,000	5,000	5,000
85歳	5,000	20,000	7,000	3,000	7,000	5,000	5,000
88歳	5,000	20,000	7,000	3,000	7,000	5,000	5,000
90歳	10,000	25,000	7,000	5,000	10,000	10,000	10,000
95歳	10,000	30,000	7,000	5,000	15,000	10,000	10,000
99歳～	20,000	30,000	7,000	5,000	15,000	10,000	20,000
100歳～	20,000	50,000	7,000	5,000	20,000	10,000	

5町村は全ての年齢において支給しています。新市においては、渋川市にならいうち80・85・88・90・95歳の節目の年齢にあたる方及び99歳以上の方へ支給することになります。

### 長寿者顕彰（100歳に達する方へ）

（単位：円）

	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橘村	新市
祝金又は祝品	50,000	100,000	300,000	100,000	50,000	300,000	50,000

\* 子持村、赤城村は上記金額相当の祝い品を贈呈

## 消防・防災



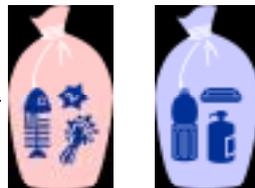
- (1) 防犯灯電気料、防犯灯設置、維持管理等助成については、現行の制度を継続し、新市において調整します。
- (2) 地域防災計画については、各市町村の地域防災計画を基本として、新市においてすみやかに策定します。
- (3) 防災行政無線については、現行のとおりとし、新市においてすみやかに整備します。



-  防犯灯の電気料については、渋川市が 1/3、伊香保町が 1/2 補助、他の村は全額村負担。防犯灯の新設・修繕についても渋川市が 1/2 以内の補助で限度額を設けている他は、全額町村負担となっています。これは「自治会・行政連絡機構」の委託料や補助金との関連もあることから、新市において調整することになりました。

## ごみ処理

- (1) 家庭系一般廃棄物の排出、収集運搬については、**現行のとおりとし、新市において調整**します。
- (2) 資源ごみ集団回収事業については、**合併後すみやかに調整**し、生ごみ減量化容器等購入費補助制度については、渋川市及び北橘村の例によるものとします。
- (3) 一般廃棄物の処理業の許可及び指導に関することについては、合併時に統一します。



## 交通関係

**タウンバス、村営バス、路線バスなどの運行**については、地域住民の足として事業が展開されてきた経緯があるため、**合併時は現行のとおり**とします。

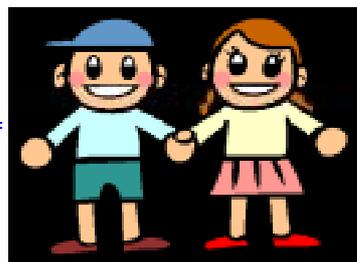
また、**バス利用促進対策**については、**合併時に統一**します。

-  バス利用促進対策には、渋川市、赤城村、北橘村で実施している、65歳以上の方の回数券購入に対する補助制度があります。



～ 姉妹都市・国際交流、環境対策、  
建設関係、都市計画～

## 各種事業について



### 姉妹都市・国際交流事業

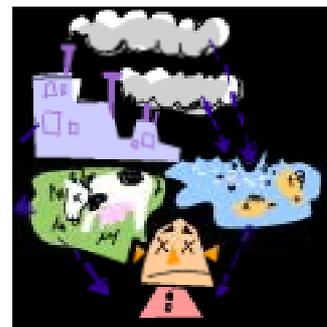
都市交流事業、国際交流事業については、**すべて現行のまま新市に引き継ぎます**が、交流を始めた経過や実績、国内交流については、相手先も合併問題を抱えている都市もあること、また、交流する都市が多くなることなどから、**新市において調整を図ります**。

なお、中学生派遣については、地域性や公平性を考慮して内容を検討します。

各市町村の姉妹都市・友好都市等						
	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
姉妹都市 (国内)		逗子市 (神奈川県)		白浜町 (千葉県)		
都市交流 (国内)	・全国へそのまち 協議会(15市町村) ・上尾市(埼玉県)	世田谷区 (東京都)	神津島村 (東京都)			
姉妹都市 等 (国外)	・ローガン市 (オーストラリア) ・フォリーニョ市 (イタリア)	・アハ・アヒメ市 (イタリア) ・ハワイ州ハワイ郡 (アメリカ)				
中学生海 外派遣等	ローガン市	ハワイ郡ヒロ市				ファカタネ市 (ニュージーランド)

## 環境対策事業

- (1) 環境基本計画については、渋川市及び赤城村の計画をふまえ、  
新市において策定します。
- (2) 環境保全調査については、現行のとおり新市に引き継ぎます。



## 建設関係事業

- (1) 市町村道等については、**現行のとおり新市に引き継ぎ**、新市において認定番号等の調整を行います。
- (2) 道路占用料については、道路法等の規定に準拠し、合併時に統一します。
- (3) 公共物使用料及び生産物採取料については、合併時に統一します。
- (4) 道路整備に関する用地取得費については、渋川市の例にならうこととします。
- (5) 市町村営住宅、特定公共賃貸住宅及び再開発住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐこととします。



## 都市計画事業

- (1) 都市計画区域、区域区分及び地域地区等の都市計画については、  
**現行のとおり新市に引継ぎ、新市において調整**します。
- (2) 現在施行中の都市計画事業については、**新市において引き続き推進**していきます。
- (3) 宅地開発指導については、合併時に新たな要綱を制定し統一します。



## その他、未協議の事業・・・

農林水産事業・商工観光事業・上水道事業  
公共下水道事業・学校教育事業・社会教育事業



## 参考資料 1：これまでの経緯

期 日	項 目	主 な 協 議 内 容 等
H14.10.29	渋川地区市町村合併研究会発足	・吉岡町を除く広域7市町村で研究会を発足 ・先進事例の研究及び情報交換を開始
H15. 8.13	第3回渋川地区市町村合併研究会	・渋川市、伊香保町、小野上村、子持村、赤城村、北橋村の 6市町村による任意合併協議会設立合意
H15. 8.28	協議会設置	
H15.10. 5	第1回任意合併協議会	・規約等 ・予算 ・新市建設計画の策定方針 ・合併協議項目 ・行政制度の調整方針
H15.11.26	第2回任意合併協議会	・合併の方式 ・合併の期日 ・新市の事務所の位置
H15.12.25	第3回任意合併協議会	・財産 ・慣行 ・組織及び機構
H16. 1.28	第4回任意合併協議会	・地方税 ・一般職の職員の身分 ・特別職等の身分 ・使用料、手数料 ・公共的団体等 ・補助金・交付金 ・附属機関等
H16. 2.24	第5回任意合併協議会	・町名、字名 ・条例、規則等 ・介護保険事業 ・消防団 ・納税関係 ・広報広聴
H16. 3.30	第6回任意合併協議会	・自治会・行政連絡機構 ・消防・防災関係 ・姉妹都市・国際交流等 ・電算システム ・住民窓口業務 ・保健衛生事業
H16. 4.28	第7回任意合併協議会	・国民健康保険事業 ・ごみ処理事業 ・交通関係事業 ・環境対策事業 ・各種福祉制度 ・保育料 ・建設関係事業 ・都市計画

### その他会議開催（4月末日まで）

- ・議会の議員の定数等に関する小委員会 3回
- ・農業委員会の委員の定数等に関する小委員会 2回
- ・正副会長会議 8回
- ・幹事会 7回
- ・専門部会 約30回
- ・分科会 約100回

## 参考資料 2：住民意識調査結果

### 1 概要

#### (1) 調査目的

新市建設計画の作成にあたり、住民が期待している新市の将来像、まちづくりのあり方を探索し、住民の意向を計画策定に十分に反映していく基礎資料とするとともに、合併に対する住民意識の醸成を図ることを目的とします。

#### (2) 配布及び回収状況

調査対象：渋川市・伊香保町・小野上村・子持村・赤城村・北橋村（以下渋川地区）に居住する満18歳以上（昭和61年1月1日以前出生）の全住民から抽出

抽出数：8,000件（抽出数内訳は、下記のとおりです。）

調査方法：アンケート調査

調査期間：平成16年1月16日（金）～平成16年1月30日（金）

調査票配布回収方法：郵送配布 郵送回収

回収票数/回収率：3,223票/40.3%（回収数内訳は、下記のとおりです。）

#### 【配布・回収内訳】

\*合計：居住地無回答17件を含む

	配布数	回収数	回収率
合計	8,000件	3,223件	40.3%
渋川市	4,300件	1,624件	37.8%
伊香保町	350件	118件	33.7%
小野上村	200件	105件	52.5%
子持村	1,100件	473件	43.0%
赤城村	1,100件	464件	42.2%
北橋村	950件	422件	44.4%

#### (3) 調査内容

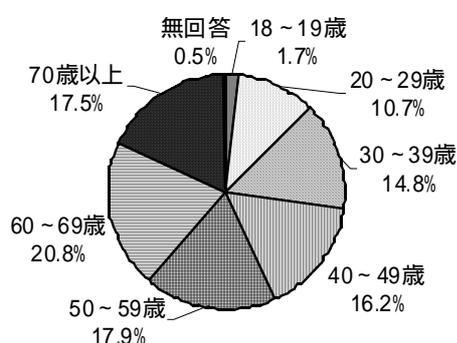
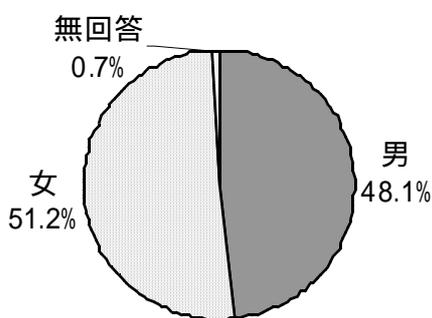
大区分	小区分
はじめに、あなたご自身についておたずねします	性別/年齢/職業/居住地/勤務地・通学地/居住年数
現在お住まいの市町村についておたずねします	道路・公共交通機関など/自然環境・生活環境/健康・福祉/教育・文化・スポーツ/産業/コミュニティなど
新しいまちの施策についておたずねします	重視すべき施策
まちづくりの方向についておたずねします	市町村の魅力やほこり/新市の将来に期待するまちづくりの内容としてふさわしいキーワード（言葉）/自由意見

## 2 調査結果

### (1) 回答者属性について

性別については、概ね同程度の回答割合であり、年齢階層別については、60代からの回答が高くなっています。居住地別では、人口バランスにあわせた配布数であることもあり、「渋川市」が高くなっていますが、配布に対する回答率では小野上村が高くなっています。

いずれの地区も「30年以上」居住している方が最も多くなっています。また、職業については、各地区ともに「会社員・団体職員」からの回答が高くなっており、その就業先は自市町村内が最も高くなっています。



居住地	職業	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上	無回答	合計
	件数	135	115	235	329	808	2	1624
渋川市	(%)	8.3	7.1	14.5	20.3	49.8	0.1	100.0
伊香保町	件数	8	6	19	21	64	0	118
伊香保町	(%)	6.8	5.1	16.1	17.8	54.2	0.0	100.0
小野上村	件数	7	4	11	19	64	0	105
小野上村	(%)	6.7	3.8	10.5	18.1	61.0	0.0	100.0
子持村	件数	26	39	63	105	237	3	473
子持村	(%)	5.5	8.2	13.3	22.2	50.1	0.6	100.0
赤城村	件数	20	29	46	101	265	3	464
赤城村	(%)	4.3	6.3	9.9	21.8	57.1	0.6	100.0
北橋村	件数	30	42	62	85	200	3	422
北橋村	(%)	7.1	10.0	14.7	20.1	47.4	0.7	100.0
無回答	件数	3	2	2	0	3	7	17
無回答	(%)	17.6	11.8	11.8	0.0	17.6	41.2	100.0

( 2 ) 現在の市町村に対する評価

・自然環境・生活環境の分野は、各市町村ともに満足度が高い傾向

「川の水質や景観」「ゴミの収集・処理やりサイクル」「下水(生活排水)の処理状況」などの項目を含む「自然環境・生活環境」の分野は、他の分野に比べ満足度が高い傾向にあります。特に、「ゴミの収集・処理やりサイクル」に対する満足度が高くなっています。

・産業の分野は、各市町村ともに不満度が高い傾向

「商店街の活性化など商業の振興」「雇用や就業環境」「営農支援の充実など農業の振興」などの項目を含む「産業」の分野は、他の分野に比べ不満度が高い傾向にあります。特に、「商店街の活性化など商業の振興」に対する不満度が高くなっています。

満足度上位3項目			不満度上位3項目		
(位)	項目	(%)	(位)	項目	(%)
<b>渋川市</b>					
1	ごみの収集・処理やりサイクル	30.6	1	商店街の活性化など商業の振興	57.1
2	健康診断などの保健活動や健康づくり	27.1	2	雇用や就業環境	52.7
3	国道などの主要道路・幹線道路の整備	26.1	3	防犯灯設置などの防犯対策	44.3
<b>伊香保町</b>					
1	下水(生活排水)の処理状況	42.4	1	公園・緑地や子どもの遊び場の整備状況	58.5
2	健康診断などの保健活動や健康づくり	37.3	2	商店街の活性化など商業の振興	53.4
3	ごみの収集・処理やりサイクル	36.4	3	雇用や就業環境	49.2
<b>小野上村</b>					
1	健康診断などの保健活動や健康づくり	38.1	1	医療施設の数や夜間・休日などの救急医療体制	67.6
2	川の水質や景観	32.4	2	雇用や就業環境	63.8
3	高齢者のための施設やサービス	26.7	3	商店街の活性化など商業の振興	53.3
<b>子持村</b>					
1	国道などの主要道路・幹線道路の整備	30.9	1	鉄道・バスなどの公共交通機関の利便性	58.6
2	下水(生活排水)の処理状況	25.8	2	雇用や就業環境	49.7
3	街並みの美しさやゆとりある空間	25.8	3	医療施設の数や夜間・休日などの救急医療体制	46.9
<b>赤城村</b>					
1	川の水質や景観	28.4	1	鉄道・バスなどの公共交通機関の利便性	49.8
2	健康診断などの保健活動や健康づくり	26.7	2	医療施設の数や夜間・休日などの救急医療体制	49.4
3	ごみの収集・処理やりサイクル	25.6	3	雇用や就業環境	48.1
<b>北橋村</b>					
1	下水(生活排水)の処理状況	39.3	1	防犯灯設置などの防犯対策	59.5
2	健康診断などの保健活動や健康づくり	32.7	2	鉄道・バスなどの公共交通機関の利便性	59.0
3	川の水質や景観	28.2	3	商店街の活性化など商業の振興	51.7

### (3) 新市に望むこと

#### ・医療体制の充実、身近な生活道路の整備が新市で重視すべき施策

新市で重視すべき施策については、「医療体制の充実」及び「身近な生活道路の整備」が、いずれも過半数となっています。

地区別にみると、渋川市、小野上村、子持村、赤城村で、全体と同様。「医療体制の充実」及び「身近な生活道路の整備」が多く、伊香保町で「身近な生活道路の整備」「鉄道・バスなどの公共交通機関の充実」、北橋村で「防犯灯設置など防犯対策の推進」「鉄道・バスなどの公共交通機関の充実」が、高い割合を占めています。

#### 上位3項目

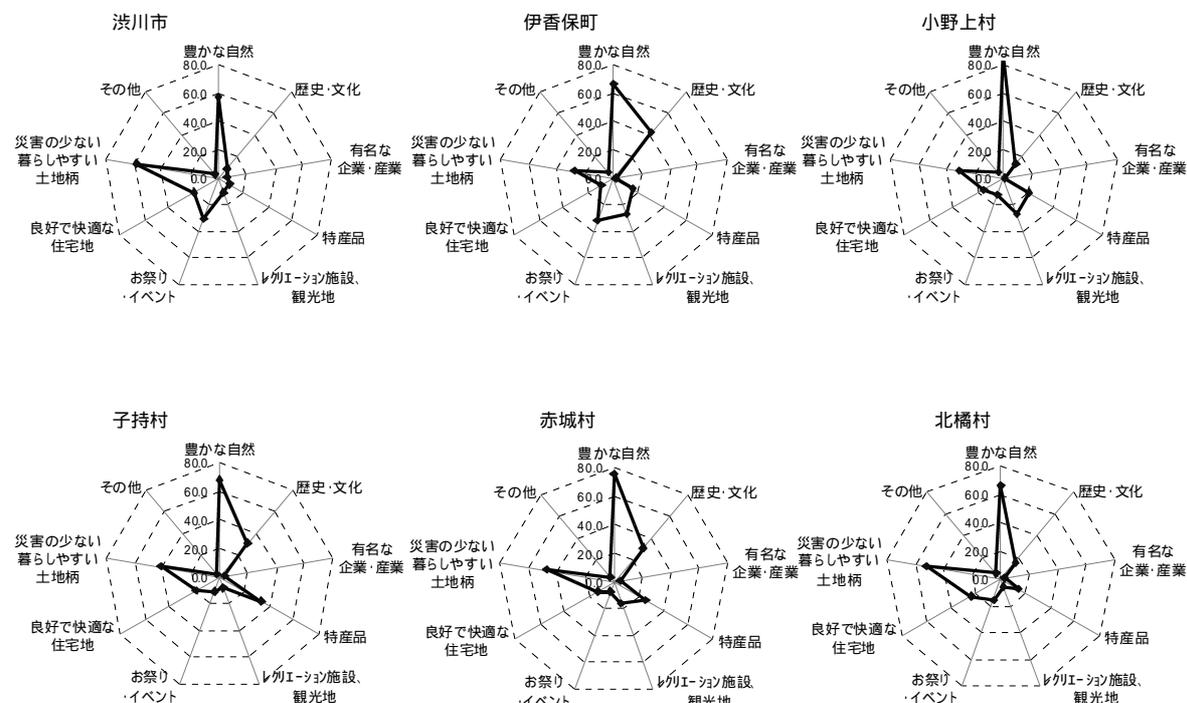
(位)	分野	項目	(%)
渋川市			
1	健康・福祉	医療施設の数や夜間・休日などの救急医療体制	53.4
2	道路・公共交通機関など	身近な生活道路の整備	51.5
3	健康・福祉	高齢者のための施設やサービス	46.8
伊香保町			
1	道路・公共交通機関など	身近な生活道路の整備	50.8
2	道路・公共交通機関など	鉄道・バスなどの公共交通機関の利便性	45.8
3	産業	商店街の活性化など商業の振興	45.8
小野上村			
1	健康・福祉	医療施設の数や夜間・休日などの救急医療体制	61.0
2	道路・公共交通機関など	身近な生活道路の整備	56.2
3	産業	雇用や就業環境	52.4
子持村			
1	健康・福祉	医療施設の数や夜間・休日などの救急医療体制	56.2
2	道路・公共交通機関など	身近な生活道路の整備	51.6
3	道路・公共交通機関など	鉄道・バスなどの公共交通機関の利便性	45.5
赤城村			
1	健康・福祉	医療施設の数や夜間・休日などの救急医療体制	57.5
2	道路・公共交通機関など	身近な生活道路の整備	53.0
3	健康・福祉	高齢者のための施設やサービス	51.9
北橋村			
1	自然環境・生活環境	防犯灯設置などの防犯対策	49.3
2	道路・公共交通機関など	鉄道・バスなどの公共交通機関の利便性	45.7
3	健康・福祉	医療施設の数や夜間・休日などの救急医療体制	45.5

#### (4) 現在の市町村の魅力やほこり

##### ・豊かな自然や災害の少ない暮らしやすい土地柄が各市町村の魅力や誇り

現在居住している市・町・村の魅力や誇りに思う特性としては、「豊かな自然」「災害の少ない暮らしやすい土地柄」が、各市町村ともに多く上げられています。具体的な内容で多いものは、「豊かな自然」では、「山（三方が山、赤城山、榛名山、小野子山、子持山など）」「川（利根川、吾妻川、沼尾川）」、「災害の少ない暮らしやすい土地柄」では、「自然災害（地震・台風など）が無い・少ない」となっています。

居住地	魅力や誇り	豊かな自然	歴史・文化	有名な企業・産業	特産品	レクリエーション施設、観光地	お祭り・イベント	良好で快適な住宅地	災害の少ない暮らしやすい土地柄
	渋川市	件数 (%)	923 56.8	147 9.1	100 6.2	145 8.9	186 11.5	502 30.9	322 19.8
伊香保町	件数 (%)	78 66.1	49 41.5	2 1.7	18 15.3	32 27.1	37 31.4	11 9.3	33 28.0
小野上村	件数 (%)	92 87.6	14 13.3	1 1.0	21 20.0	29 27.6	13 12.4	17 16.2	33 31.4
子持村	件数 (%)	322 68.1	144 30.4	15 3.2	157 33.2	39 8.2	53 11.2	87 18.4	199 42.1
赤城村	件数 (%)	352 75.9	146 31.5	18 3.9	120 25.9	74 15.9	37 8.0	60 12.9	220 47.4
北橋村	件数 (%)	277 65.6	65 15.4	9 2.1	59 14.0	22 5.2	65 15.4	99 23.5	224 53.1

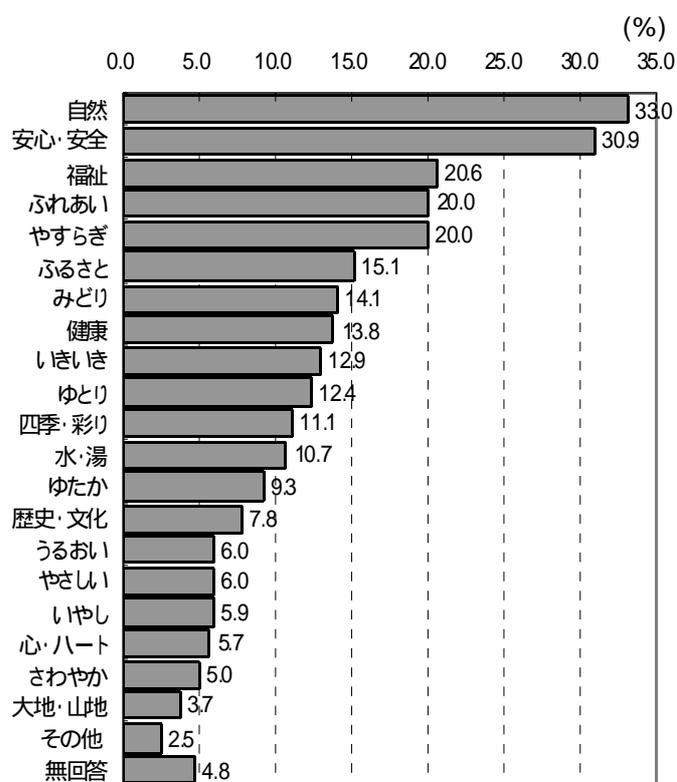


## (5) 新市のまちづくりのキーワード

### ・「自然」「安心・安全」が上位

新市のまちづくりのキーワードとしては、前頁で示した市町村の魅力や誇りでも上位となっていた「自然」が最も多く、同意語である「みどり」も上位となっています。同様に、市町村の魅力や誇りで上位であった「災害の少ない暮らしやすい土地柄」に関連した「安心・安全」が次点となっています。

また年齢階層別にみても、各年齢階層ともに「自然」が最も高く、次いで「安心・安全」が高くなっています。



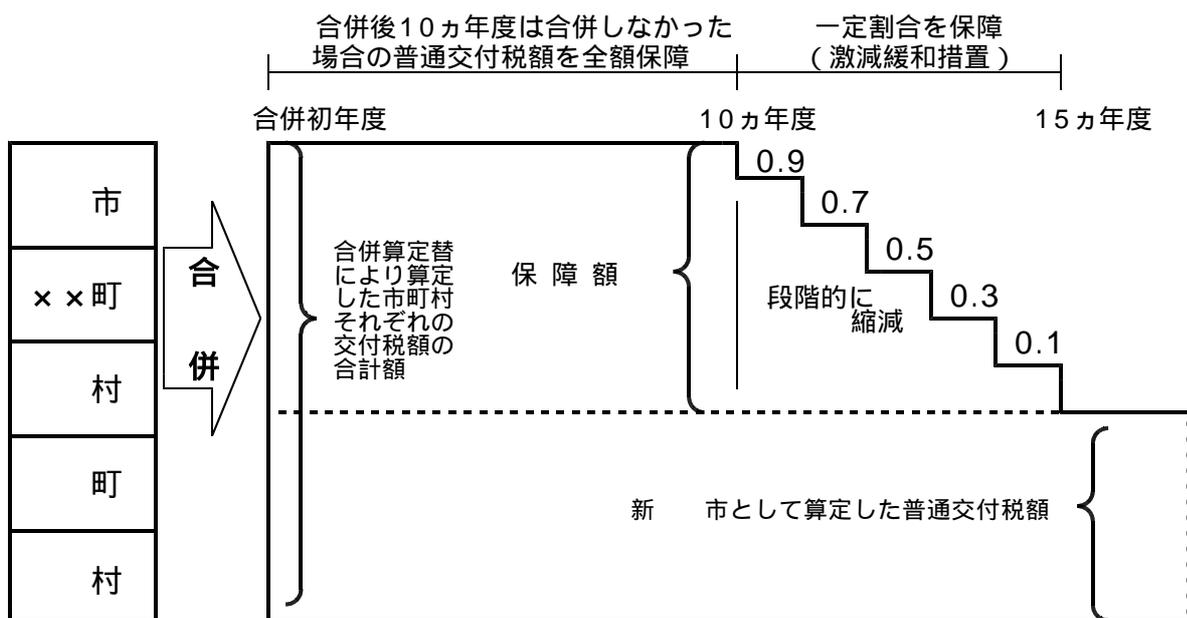
### (その他の回答)

5件	ぬくもり・あたたかい
	便利・利便性
4件	子ども・次世代・若い力
	笑顔・にこにこ・smile town
	暮らしやすい・住みやすい
	人(人情味・人と人の助け合い)
3件	活性・活気・活発
	川
2件	いこい
	いなか(田舎)
	キラキラ・輝き
	のんびり・落ち着き
	思いやり
	生活・生活者
	創造
風(カラッ風・風力)	

### 参考資料 3：財政支援策の概要

項目	内容	活用例	財政支援額
普通交付税の算定の特例(1)	合併後10ヶ年度は、合併がなかったものと仮定して毎年度算定した普通交付税の額を保障。さらに5ヶ年度は激減緩和措置		
合併特例債	<p>まちづくりのための建設事業 市町村建設計画に基づく事業に対し合併特例債を充当 基金造成 地域振興・住民の一体感醸成のために行う基金造成に対し特例債を充当 公営事業 合併に伴う上水道事業等の増嵩に対する一般会計からの出資及び補助に対し合併特例債を充当</p> <p>充当率95%（公営企業に係るものは100%） （合併後10ヶ年） 元利償還金の70%を後年度において普通交付税措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道整備</li> <li>・地域公共ネットワーク整備</li> <li>・文化施設整備等</li> <li>・各種ソフト事業（基金事業）</li> </ul>	<p>標準全体事業費 422.4億円</p> <p>標準基金規模（上限） 39.9億円</p>
合併市町村補助金	市町村建設計画に基づく事業に対し補助（合併後3ヶ年）	上記に同じ	7.2億円
普通交付税の合併補正	合併後における行政の一本化に要する経費等に対する措置（合併後5年間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想等の作成</li> <li>・地域公共ネットワーク整備等</li> </ul>	11.0億円
特別交付税	新たなまちづくり、公共料金格差調整等の合併後の需要に対し包括的に措置（合併後3ヶ年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共料金格差調整等</li> </ul>	8.5億円

#### 1 普通交付税額の算定の特例（合併算定替）



## 参考資料 4 : 今後のスケジュール

